契約概要

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 引受保険会社の名称および住所等について

1. 商号　　ハートフォード生命保険株式会社（以下「ハートフォード生命」といいます。）
2. 住所　　〒105－0001　東京都港区虎ノ門4－3－20　神谷町MTビル3階
TEL：03　－5777－8684（ハロー・ハートフォード）
http：//www.hartfordlife.co.jp

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

お手続きやご契約に関するご相談・苦情につきましては、ハートフォード生命のクライアントサービスセンターまでお問い合わせください。

ハートフォード生命の
クライアントサービスセンター

Tel.03　－5777－8684
受付時間　9:00 ～18:00（土日、祝日、年末年始を除きます。）

2. 商品のしくみについて

■商品の特徴

「ファンファーレ」は、ハートフォード生命の積立利率変動型個人年金II型（円建）です。

この商品は、積立金を積立利率保証期間毎に積立利率で運用し、運用成果を毎年定額の年金で受け取るタイプの円建の積立利率変動型個人年金保険（生命保険）です（ご契約時の積立金額は一時払保険料から費用を控除した額となります）。

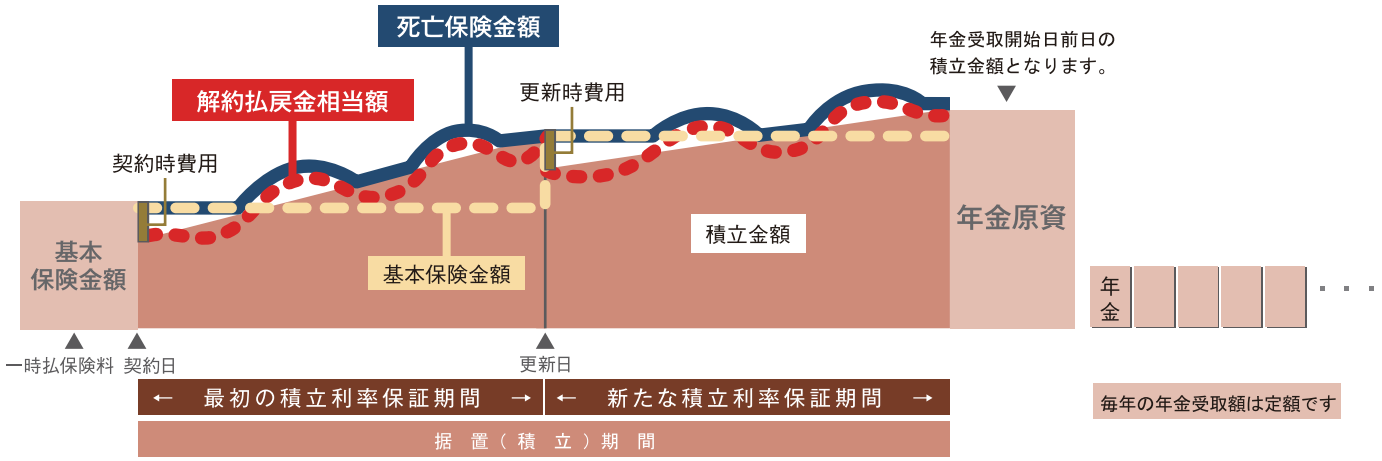
この商品は、所定の条件を満たした場合は、積立利率保証期間中の自動引出により毎年定期的に一定額を受け取ることもできます。



この保険は、解約時期や解約払戻金額計算基準日の市場金利により、解約払戻金額が増減することがあります（基本保険金額の最低保証はありません）。運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映させるため、市場価格調整を適用することにより、解約払戻金額が既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

・ファンファーレの「契約概要」では、● 年金支払開始日を「年金受取開始日」と表記しています。

■商品イメージ図



・上記の図は、運用イメージです。
・積立利率によって、積立金額の増加度合いは異なります。
・将来の死亡保険金額、積立金額、解約払戻金相当額を保証するものではありません。

●用語のご説明
積立利率・・・ご契約時（更新時）に積立利率保証期間毎に定められている積立金の運用に適用される利率をいいます。
適用された積立利率は、積立利率保証期間中変更されることはありません。

■保障内容

死亡保険金	被保険者が年金受取開始日前（積立利率保証期間中）に死亡した場合、次のうち最も大きい金額を死亡保険金として受け取ることができます。 死亡日における　① **積立金額**　② **基本保険金額**　③ **解約払戻金相当額**
年　　金	被保険者が年金受取開始日に生存している場合、年金受取開始日前日が積立利率保証期間最終日であれば積立金額をもとに年金を受け取ることができます。（年金受取開始日の前日が積立利率保証期間最終日以外の場合は、積立金額に市場価格調整を適用した額をもとに年金を受け取ることができます。） ・年金額は、ハートフォード生命の定めるところにより、年金受取開始日前日の積立金額をもとに、年金受取開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）により計算した金額となります。したがって、ご契約時点では年金額は確定しておりません。

● 保険金を受け取れない場合（主な免責事由）
責任開始日からその日を含めて２年以内の被保険者の自殺や契約者・被保険者・受取人等の故意または重大な過失等の免責事由に該当するときは、保険金の受け取りができません。免責事由について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

契約概要

3. 付加できる特約について

一時金付終身年金特約	年金受取開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたり年金を受け取ることができます。死亡時にすでに受け取った年金の累計額が年金原資に満たないときは、その差額を死亡一時金として受け取ることができます。
相続年金支払特約	死亡保険金を年金基金に充当し、一時金受取に代えて年金形式で受け取る特約です。相続年金を一括受取することはできません。

4. ご契約の引受条件について

加入年齢（被保険者年齢）	0 歳～満 80 歳	
基本保険金額	200 万円～ 5 億円、 1 円単位。	他にハートフォード生命でのご契約がある場合は、通算して 5 億円を超えることはできません。
保険料払込方法	一時払のみ	ハートフォード生命指定の金融機関口座へ口座振込扱となります。
積立利率保証期間	• 初回の積立利率保証期間は 10 年となります。 • 積立利率保証期間を更新する場合は、年金受取開始日を超えない範囲で新たな積立利率保証期間（1 年または 10 年）をお選びいただけます。	
年金受取方法	• 確定年金（年金受取期間 5 ・ 10 ・ 15 ・ 20 年より選択） • 保証期間付終身年金（保証期間 5 ・ 10 ・ 15 ・ 20 年より選択） • 一時金付終身年金 • 保証期間付夫婦年金（保証期間 5 ・ 10 ・ 15 ・ 20 年より選択） のいずれかを指定いただきます。	
配当金	なし	配当金はありません。

• ご契約の据置（積立）期間・年金受取開始時期および年金受取期間については、実際にご契約いただく際の申込書をご確認ください。

5. 解約時の払戻金について

解約の場合の解約払戻金は、解約日の積立金額が基準となりますが、解約払戻金額の計算に際しては、市場価格調整※が適用されます。また、一部解約（自動引出を除く）の場合には一部解約請求金額が基準となりますが、同様に市場価格調整が適用されます。

解約時・・・・・解約日の積立金額×市場価格調整率

一部解約時・・・一部解約請求金額×市場価格調整率

※市場価格調整は、資産価値の変動を解約・一部解約等の払戻金等に反映させるしくみです。市場価格調整を行うことにより、市場金利が上昇した場合は資産価値が減少しますので、払戻金額も減少します。反対に市場金利が低下した場合は資産価値が上昇しますので、払戻金額が増加することがあります（詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください）。

●積立利率保証期間最終日から30日前までの解約・一部解約の場合、および積立利率保証期間が1年の場合には市場価格調整は適用されません。

6. 銀行等の預金ではありません。

この商品は、ハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。したがって預金とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

7. 諸費用について

控除の時期	費用の種類	費用の主旨	費用の割合
契約時	契約時費用	ご契約の新規成立・維持等や死亡の保障等をするための費用	【積立利率保証期間：10年】 一時払保険料に対して5%
積立利率保証期間の更新時	更新時費用	ご契約の維持等や死亡の保障等をするための費用	【積立利率保証期間：1年】 更新時の積立金額に対して0.1% 【積立利率保証期間：10年】 更新時の積立金額に対して4%
年金の受取期間中	年金管理費※	年金支払の管理に関わる費用	受取年金額の1%
相続年金の受取期間中	年金管理費※	相続年金支払の管理に関わる費用	受取相続年金額の1%

※ 将来変更される可能性があります。